

社会福祉法人すみれ福社会<花の郷> 医療的ケアに関する要領

第 1. 目的

この要領は、医療的ケアを必要とする利用者が、花の郷において安全且つ快適で充実した生活を過ごすこと、またそのために、職員が安全且つ安心して医療的ケアの支援をできるようにすることを目的とします。

第 2. 定義

この要領において使用する用語の意義は次の号に定めるところによる。

- (1) 要ケア者 花の郷を利用する際に医療的ケアが必要な者
- (2) 家族もしくは代理人 要ケア者の家族もしくは代理人
- (3) 主治医 要ケア者の主治医
- (4) 指導医 花の郷が定める指導医
- (5) 看護職員 花の郷が定める看護師
- (6) 特例実施者 医療的ケア委員会で指定された医師、看護師以外の職員

第 3. 実施する医療的ケアの範囲

この要領において医療的ケアとは要ケア者を対象に治療目的ではなく、生活の援助を目的とし、本人または家族もしくは代理人の依頼に基づき花の郷において医師の指導及び監督の下に実施する行為をいい、その内容は次の号に定めるところによる。

- (1) 経管栄養（口腔ネラトン、鼻腔留置カテーテル、胃ろう、腸ろうからの注入）
- (2) 吸引（口腔内、鼻腔内、経鼻腔、気管切開部、口腔内持続吸引）
- (3) 導尿
- (4) 薬液の吸入
- (5) 酸素吸入の管理
- (6) エアウェイの管理
- (7) 気管切開部の管理
- (8) アンビューバッグによる呼吸補助
- (9) 緊急時等における胃管、エアウェイ、気管カニューレの再挿入
- (10) その他、花の郷の医療的ケア検討委員会において必要と認められた事項

第 4. 実施者

医療的ケアの実施者は、看護職員とする。

2. 前項の規定は、花の郷の医療的ケア検討委員会において当該要ケア者に対する決められた研修を受け、かつ花の郷の医療的ケア検討委員会で指定された者（以下「特例実施者」という）の実施を妨げるものではない。

第 5. 委員会の設置

医療的ケアを適切に行う為に、花の郷に医療的ケア検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

第6. 委員会の事務

委員会は、次の各号に定める事務を所掌する。

- (1) 要ケア者または家族もしくは代理人から申請のあった医療的ケアの実施について、当該施設での可否及び内容を決定すること。
- (2) 実施者の知識、技術向上に関する研修計画を策定し、必要に応じ適宜実施すること。

第7. 委員会の構成

委員会は次の各号に定める者を以って構成する。

- (1) 施設長
- (2) 指導医
- (3) 主任
- (4) 看護職員
- (5) その他委員長が必要と認める者

なお、必要に応じて町田市障害福祉課職員の参加を求めることができることとする。

第8. 委員長等

- (1) 委員会に委員長をおく。
- (2) 委員長は、施設長とする。
- (3) 委員長は、委員会を招集する。
- (4) 委員長に事故があるときは、施設長代理者が代理する。

ただし、委員会で検討された内容の決定については、理事長の決済を仰ぐものとする。

第9. 医療的ケア実施申請

花の郷の利用を希望する要ケア者または家族もしくは代理人は、自己の施設利用についての主治医意見書を添えて、委員長へ医療的ケアの実施を申請しなければならない。

2. 委員長は申請を受けた後、委員会を召集し検討を行う。

第10. 指導医の検診

指導医は、主治医より出された意見書等を参考に検診を行い、次の各号に定める事項について判断し、指導医意見書として委員会に報告する。

- (1) 要ケア者または家族もしくは代理人からの申請のあった医療的ケアの可否
- (2) 看護職員による医療的ケアの実施内容及び範囲
- (3) 特例実施者による医療的ケアの実施内容及び範囲

第11. 医療的ケア実施の可否及び内容の決定

委員長は医療的ケア実施についての申請、主治医の要ケア者に関する意見について、委員会に報告する。

2. 前項に基づき報告を受けた委員会は、医療的ケア実施についての申請、主治医の要ケア者に関する意見、指導医意見書に基づき医療的ケア実施の可否及び内容を決定する。
3. 前項の決定に基づき、委員長は医療的ケア実施の可否を第9第1項の申請を行った要ケア者または家族もしくは代理人に通知する。

第12. 医療的ケア実施の開始決定

委員長は第11第2項において医療的ケアの実施が可能と判断された者について、指導医意見書に基づき医療的ケア開始の決定をする。

2. 委員長は、前項の決定を受けた者に対し、実施する医療的ケアの内容を通知する。
3. 前項の通知を受けた者は医療的ケア実施についての承諾書を提出する。

第13. 医療的ケアの実施

委員会は、第11第2項で医療的ケアの実施が可能と判断されたものについて、実施マニュアルを作成する。

2. 実施者は、前項の実施マニュアルに基づき医療的ケアを実施する。
3. 実施者は、その日の実施状況を家族もしくは代理人に伝えると共に、医療的ケアの実施記録を作成する。
4. 実施者は、外出行事など通常実施場所以外での医療的ケアの実施については、指導医に別途指示を受ける。

第14. 指導医との連携

実施者は、定期的に実施状況を指導医に報告する。また、指導医から医療的ケアの実施についての指導、助言を受ける等、指導医との連携を図る。

第15. 医療的ケアの実施期間

医療的ケアを実施する期間は開始日より1年間とする。医療的ケアを新たに申請する場合や要ケア者の健康状態、医療的ケアの内容等に変更が生じた場合、中止をする場合は、速やかに申請及び手続きをとらなければならない。上記の内容に変更がない場合については継続手続きをとることとする。

第16. 要ケア者および家族もしくは代理人の義務

医療的ケアの実施にあたり、要ケア者およびその家族もしくは代理人は、以下の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実施者が不在の場合、家族もしくは代理人が医療的ケアを行うこと（家族もしくは代理人からの依頼を受け、主治医または指導医から指示を受けた医師又は看護師が行うことを含む）。
- (2) 要ケア者の体調を把握し、実施者に報告すること。
- (3) 緊急時の対応を主治医に依頼するなど、主治医との連携を図ること。
- (4) 緊急時に備え、常時連絡の取れる体制を整えること。
- (5) 施設からの要請に応じ、速やかに医療的ケアの情報提供に応じること。
- (6) 医療的ケアに要する医療器材、消耗品等を用意すること。
- (7) 要ケア者の健康状態や医療的ケアの内容等に変更が生じた場合、速やかに委員長に報告すること。

第17. 職員の留意点

要ケア者の状況を把握し、医療的ケアについての知識向上に努めること。

第18. 医療的ケアの中止

次の各号に定める場合、花の郷での医療的ケアを中止する。

- (1) 主治医または指導医から、医療的ケア中止の指示があった場合。
- (2) 要ケア者または家族もしくは代理人から、医療的ケア中止の申し出があった場合。
- (3) 体調等で医療的ケアの実施が不可能と看護師が判断し、委員長が決定した場合。
- (4) 実施者が不在の場合。
- (5) 医療的ケアの内容に変更がある場合。
- (6) 医療的ケアに要する医療器材、消耗品の用意がない場合。

第19. 医療的ケアの終了

次の各号に定める場合、医療的ケアを終了する。

- (1) 主治医または指導医から、医療的ケア終了の指示があった場合。
- (2) 要ケア者または家族、もしくは代理人から、医療的ケア終了の申し出があった場合。
- (3) 医療的ケアの実施期間が終了した場合。

第20. 申請書の様式

各種申請書の様式については、別途定める。

第21. 附則

その他必要な事項は、別途定める。

平成17年9月30日 「社会福祉法人すみれ福社会<花の郷>における医療的ケアに関する
要綱」策定

この要領は、平成19年10月1日より実施することとする。